

# 農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

平成17年3月  
土地・水資源局土地情報課

## 1. 制定の背景

平成16年11月に民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「通則法」という。）が制定された。

通則法において、個別法令の規定により書面等による保存が義務付けられている場合でも、主務省令で定めるところにより電磁的記録による保存を容認することとしており、主務省令を制定する必要があることから、今般、標記省令を制定するものである。

## 2. 本規則で規定する主な事項

### 対象範囲

農住組合法（昭和55年法律第86号）中、通則法の適用対象となる保存、作成、縦覧等及び交付等を規定する。

### 技術要件

通則法の適用対象となる保存、作成、縦覧等及び交付等を電磁的記録で行う際の電子化の方法及び必要な技術要件

## 3. 省令案概要

### （1）保存の方法及び要件

電磁的に「保存」を行う場合、作成された電磁的記録をそのままハードディスクやフロッピーディスク、シー・ディー・ロム等に保存する方法又は書面に記載されている事項をスキャナにより読み取って保存する方法によることを規定する。

また、電磁的記録に記録された事項の見読性を確保するため、パソコンのディスクトップに表示又はプリンタにより書面を作成できる措置を規定する。

さらに、一の事務所に電磁的記録を備え置き、その電磁的記録を他の事務所とネットワークで接続していつでもパソコンのディスクトップに表示又はプリンタにより書面を作成できれば、当該他の事務所に電磁的記録を備え置いたとみなすことを規定する。

### （2）作成の方法及び要件

電磁的に「作成」を行う場合、ハードディスクやフロッピーディスク、シー・ディー・ロム等に記録する方法によることを規定する。

### （3）縦覧等の方法及び要件

電磁的に「縦覧等」を行う場合、電磁的記録に記録されている事項をパソコンのディス

クトップにおける表示又はプリンタにより作成された書面により縦覧する方法によることを規定する。

( 4 ) 交付等の方法及び要件

電磁的に「交付等」を行う場合、電磁的記録に記録されている事項をメールによって送信する方法又はホームページからダウンロードする方法若しくはリムーバルディスクに記録して交付する方法によることを規定する。また、その際は、交付の相手方が利用できるファイル(アプリケーション)でなければならないことを規定する。

( 5 ) 交付等の承諾の要件

電磁的に交付等を行う場合に必要とされている相手方の承諾をとるとき、本規則第 11 条に規定している交付の方法と電磁的記録に記録しているファイル名を相手方に示さなければならないことを規定する。

( 6 ) 附則

通則法の施行後に、通則法の施行前に行った保存等に対して罰する場合の罰則に関する経過措置を規定する。

### 3 . スケジュール

公布：平成 17 年 3 月下旬( 予定 )

施行：平成 17 年 4 月 1 日